

団体名：連合北海道胆振地域協議会  
連合北海道苫小牧地区連合  
回答日：令和2年3月10日

## 要望書（回答）

### 1. 地域における雇用対策の拡充

#### (1) 地域における雇用対策推進体制の確立

雇用創出基本計画に基づき、女性や、若年者、中高年齢者、高齢者、障がい者、外国人材など多様な働き手の就業支援や職業能力開発など産業人材の育成を促進すると同時に、安心して働くことができる環境づくりを進めることや、「地域雇用ネットワーク会議」を活用し胆振(総合)振興局を中心に、各市町村、関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市としましては、結婚や出産を機に離職した女性や建設業に就労意欲のある若者を有給で雇用し、研修や職場実習・職場体験を通じて、人材育成を図り就業を支援するとともに、離職防止等処遇改善事業をとおして働きやすい職場づくりを支援しております。

また、令和2年度から「苫小牧市技能習得奨励金」の創設を予定しており、ものづくり産業に関する技術者等の育成機関である道立苫小牧高等技術専門学院の入校の促進を図り、技術・技能の習得と人材育成を図ってまいります。

また、胆振総合振興局と地域の関係機関（経済団体・労働団体・教育機関・行政機関）と連携した「地域雇用ネットワーク会議」へ参加しており、引き続き関係機関と連携しながら、多様な働き手が意欲を持って働ける全員参加型社会の実現を目指し取り組んでまいります。

#### (2) 若年者の早期離職防止

##### ① 新卒者を含む若年者と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市としましては、昨年3月に無料就職マッチングサイト「とまジョブ」を開設し、若者をはじめ、市内外の求職者に向けて、市内企業の魅力を広く発信し、人材確保を支援しております。

また、合同就職説明会の開催や市内の高校生等を対象とした職場見学とセミナーを組み合わせたバスツアーを開催するなど、引き続き新卒者や若者と地元企業との縁づくりを促進します。

- ② 若者の早期離職理由の一つとして職場での人間関係やイメージした仕事とのギャップなどがある。道内の高卒3年以内の離職率は45.5(前年44.8)%と高止まりで推移している。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、労働法教育の機会、「人材確保等支援助成金」を有効活用した離職防止などについて、産学官連携した取り組みを行うこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市が運営する無料就職マッチングサイト「とまジョブ」では、若者の就職選択の優先条件となる、有給取得率、離職率、ユースエールなどの認定の有無などを掲載し企業の魅力を広く周知するとともに、採用後のミスマッチを防いでおります。

また、誰もが働きやすい職場づくりを支援する離職防止等処遇改善事業では、「新入社員フォロー研修」を開催し、職場で必要なスキルを学びながら、会社の垣根を超えた同年代の交流を図り、職場定着へつなげる支援をしております。引き続き、厚生労働省の「人材確保等支援助成金」について、市のホームページで活用の周知をするなど、魅力ある職場づくりを支援することで、人材確保を図ってまいります。

- ③ 就職氷河期世代（30歳代から40歳半ば）には、正社員になりたくてもなれない、所謂不本意非正規労働者が数多くいる。社会人採用枠を活用し、不本意非正規労働者を正職員としての採用をすること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市では令和元年度において社会人枠の採用を実施しております。今後においても必要に応じ、検討してまいります。

### （3）自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 2020年4月の「地方公務員法・地方自治法の一部改正」に伴う会計年度任用職員制度のスタートにむけ、法改正の主旨を踏まえ、現在、貴市で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと（引き下げにつながる見直しを行わないこと）。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

臨時・非常勤職員の労働条件については、国の定める最低賃金を上回る水準で、正規職員の給与改定に応じ、職員組合と協議の上、決定しております。

② 現在、貴市で働く臨時・非常勤等職員の雇用を2020年4月以降も継続すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

臨時・非常勤職員の採用については、公平な選考を行ってまいります。

③ 正規職員との職務内容・勤務時間に応じ、均衡・権衡をはかること。なお、制度移行にあたっては、類似する職務の正規職員に適用される給料表を基本とし、前歴換算を行ったうえで賃金を決定すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

賃金については、正規職員の給与体系との均衡を考慮した上で、道や他都市の動向等も踏まえ対応してまいります。

④ 支給できるとされた手当については、すべて支給すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

手当については、均衡の原則に基づき、道や他都市の動向等を踏まえ対応してまいります。

⑤ 休暇制度について、その種類、期間、賃金保障など正規職員との均衡待遇をはかること。また、その他の労働条件についても同様の対応をはかること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

休暇制度については、国の非常勤職員の制度に準じて設定してまいります。

⑥ 会計年度任用職員制度への移行によって必要となる財源については、新たな財源として確保すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

会計年度任用職員制度の趣旨に沿って適正に対応してまいります。

## 2. 安心・安全な住民生活の確保に向けた基盤整備

### (1) 「持続可能な水道」の実現に向けた水道の基盤強化

- ① 地域の水道の現状と課題について、地域住民に対し適切かつ丁寧な情報提供を行い、対応策の検討に労働組合や地域住民の参画を求めること。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

当市水道事業の現状と課題については、平成 30 年度に策定した新水道ビジョンにおいて示し、対応策などについて検討を行った結果として、令和 9 年度までの実施計画を策定し、現在実行しております。

新水道ビジョンの策定にあたっては、公営企業調査審議会やパブリックコメントの実施などにより、広く市民への情報提供と意見募集を行っております。

- ② 水道施設台帳、事業収支見直しにもとづき、法定耐用年数を超えた老朽化施設の更新計画を策定し、地域住民に情報開示を行うこと。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

水道施設台帳について、当市では古くから整備しており、平成 19 年度からは GIS を活用した台帳として運用しております。

老朽化施設・管路は膨大な施設ストックがあることから、経過年数・管種・役割などにより優先度を付けて更新計画を策定しており、実施計画に基づき更新を進めております。

また、事業収支見直しについては、新水道ビジョン実施計画に基づく事業費により財政シミュレーションを実施し、現在策定中の経営戦略においてお示ししており、公営企業調査審議会やパブリックコメントの実施などにより、広く市民への情報提供と意見募集を行っております。

- ③ 他の地方自治体との連携も含め、災害時に速やかに応急給水と復旧を行うための体制整備を平時から進めること。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

これまでの日本水道協会主導による応援協定体制に加え、平成 30 年北海道胆振東部地震や昨年台風 19 号被害に伴う岩手県宮古市への応急給水支援などの経験を踏まえ、災害発生時における速やかな応援体制の実施が可能となるよう、体制整備について関係機関との協議を進めております。

- ④ 水道事業体や庁内関連部局における専門人材の確保・育成、技術継承、および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みに対する支援を強化すること。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

専門性の高い水道技術を有する職員の育成や技術継承は、全国的な課題となっており、職員の確保・技術の継承が、持続可能な水道事業の組織運営には必要不可欠であると認識しております。

市役所全体としての職員採用の問題などもあることから、関係部局との連携が必要であると考えておりますが、水道事業としても、引き続き、人材の確保・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

- ⑤ 中山間地や過疎地、人口減少が顕著な地域など経営基盤が脆弱な小規模水道事業者を支援すること。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

近隣市町との物理的な距離の問題があり、ハード面での広域連携は難しい側面が非常に多いと感じておりますが、このような中、北海道が主体となって、胆振圏域での地域別懇談会なども開催され、地域が抱える課題の抽出や共有、意見交換などが行われております。

小規模水道事業体への支援策として、ソフト面における連携などが意見交換されており、当市においても引き続き様々な事例の情報収集に努めながら、研究をしていきたいと考えております。

- ⑥ 水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

水道の基盤強化に向けた様々な施策の検討に当たっては、水道事業としてのメリット・デメリットに加え、水道は市民生活に直結するインフラであることを十分念頭に置き、市民にとってのメリット・デメリットについてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

また、これらの施策実施に向けては、適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

- ⑦ 民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことができない仕組みを担保すること。

【回答】（上下水道部水道整備課 担当）

水道事業の基盤強化を目的とした様々な対策に取り組む必要があるとの認識の上で、コンセッション方式の導入については、その取組の中の一つの選択肢ではありますが、国内外の現状を踏まえると、本市において、今すぐ導入を視野に入れる状況にはないと考えております。

今後示される様々な指針、あるいは全国の取組状況を注視しながら、引き続き水道事業として、市民の貴重な財産である水を守ることを大前提に基盤強化に努め、持続可能な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

## （２）地域公共交通の確保に向けた施策の推進

- ① 地域公共交通の維持・確保にむけて、交通政策に関する専任部署・職員の配置及び充実をはかるとともに、保健福祉・教育・観光担当部局等と連携した庁内横断的な推進体制を構築すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通につきましては、まちづくりと密接な関わりのもと施策を推進する必要があることから、まちづくり推進課内に交通政策主幹及び担当職員を配置し、持続可能な公共交通の在り方や、将来あるべき姿の公共交通網についての検討を進めているところでございます。

また、地域交通については、地域経済、社会生活の基盤であることから、持続的な確保に向けて、関連部署と連携した組織横断的な取組を進めて行きたいと考えているところでございます。

- ② 改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市としては、平成 30 年 12 月 19 日から「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法。）」に基づく法定協議会を組織し、「地域公共交通網形成計画」についての協議を重ね、令和 2 年度の策定に向けて作業を進めているところでございます。

協議会の委員には、市内路線バス事業者の執行委員長を始め、公募委員、道立高等学校教頭、社会福祉協議会、町内会連合会、老人クラブ連合会などが参加しており、

苫小牧市の将来あるべき公共交通網の姿を明らかにするべく協議を重ねております

また、令和2年度の通常国会を目途に、「活性化再生法」の改正が予定されていることから、国の動向をしっかりと踏まえたうえで、計画の策定を進めて行く考えでございます。

- ③ いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

現時点で、自家用自動車による有償運送は、原則禁止されており、過疎地域での地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業により提供されない場合に運行ができる制度となっております。

本市における公共交通網については、路線バス停留所からの徒歩圏（300m）のカバー状況は、全人口の約9割となっているほか、植苗・美沢地域及び樽前地域において予約運行型バスを運行するなど、一定のサービスが確保されております。

市としては、自家用有償旅客運送事業の導入対象地域ではないとの認識であり、まずは地域公共交通の活性化、高度化による利用促進を進め、交通体系の維持・確保を目指してまいりたいと考えております。

### （3） 災害時における支援体制の整備

- ① 災害時の被災地支援活動を円滑かつ体系的に実施できるよう、貴市における防災担当者の育成・確保をはかるとともに、平時から社会福祉協議会の強化を支援すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

防災担当者の育成・確保対策の一つとして、自主防災組織連合会主催で各町内会の防災部長などを対象に実務研修会を開催したほか、町内会連合会と共催し地域防災セミナーなどの開催も行っております。また、社会福祉協議会への支援につきましては、ボランティアセンターで実施する様々な研修会に職員を講師やオブザーバーとして派遣するなど協力体制を構築している状況でございます。今後もこうした取組を通じ防災担当者の育成及び社会福祉協議会への支援に努めてまいりたいと考えております。

- ② 災害時に避難施設となりうる民間施設の登録利用とともに、当該施設を所有する企業・組織への支援制度を設けること。また、発電機や防災備品、備蓄品の充実を図るとともに、使用方法や手順を確認・点検すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難施設の整備につきましては、これまでも地域の要望等を踏まえ既存の民間施設の活用について協定の締結を進めてきたほか、新たに公共施設を整備する際には防災機能を兼ね備えた形での整備を行ってきたところでございます。

今後につきましても、これまでの取組に基づき災害時における避難施設の整備を進めてまいりたいと考えておりますことから、企業等への支援制度については当面想定していないことを御理解願います。

また、発電機等の充実に関しては、一昨年胆振東部地震での経験を踏まえ蓄電器を新たに整備するなど停電対策の強化を進めており、使用方法等の確認につきましても定期的実施する備蓄品の点検と併せ引き続き実施してまいります。

- ③ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する（要配慮者）被災者は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえ、平時から福祉避難所の設置や専門的支援を準備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

福祉避難所は二次的避難所としての位置付けであることからまずは、指定避難所の開設を第一として考えております。また、専門的な支援につきましては一昨年の胆振東部地震での経験を踏まえ、市としても必要性について認識していることから現在福祉避難所運営マニュアルの見直し等を行っている状況でございます。

- ④ 浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者施設に対して、避難確保計画の策定や訓練を実施するよう支援すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

要配慮者施設に限らず様々な業種・業態の事業者において施設利用者や従業員等の安全を確保する観点から、災害に対する備えとして避難計画等を策定することは市としましても大変重要であるとの認識から、これまでも各施設等で避難計画等を策定する際の支援・相談等を行っている状況でございます。引き続き関係部署との連携を図りつつ各施設の立地条件や避難環境に応じた支援等について個別具体的に支援を行ってまいります。



- ⑤ 作成した避難行動要支援者名簿を有効かつ適切に活用し、発災時等における確実な情報伝達や避難支援、安否確認を実施できる体制を整えるとともに、避難支援関係者と連携して個別計画（避難支援プラン）の策定を進めること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

一昨年 of 北海道胆振東部地震の経験から自助、共助の重要性について改めて認識したことから、避難行動要支援者支援制度について各町内会等に引き続き説明を行い、支援体制の拡大を進めてまいります。また、個別計画の重要性についても周知するとともに、町内会等と連携し避難行動要支援者支援制度の推進を図ってまいります。

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と地域福祉の推進

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築と医療・介護提供体制の充実

- ① 地域医療構想の実現に向けて、各調整会議で行われる医療提供体制の整備に関する議論にあたっては、住民や病院従事者を含めた地域の関係者に対する丁寧な説明を行うとともに、積極的な情報公開及び議論への参画を進めること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

東胆振圏域地域医療構想調整会議は、自治体のほか、地元医師会や歯科医師会等の関係団体、医療機関等で構成されており、地域の関係者と連携を図りながら協議を行っております。また、東胆振圏域地域医療構想調整会議の専門部会として、東胆振地域の医療機関からなる病院部会を設置しており、医療提供体制の整備に向けた議論へ参画いただいております。

地域医療構想の実現に向けては、医療を受ける当事者である住民の理解が不可欠であることから、北海道と連携を図りながら情報発信に努めてまいります。

- ② 2018年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において盛り込まれた、保険者機能強化としての財政的インセンティブは、地域間格差の拡大や要介護認定の意図的抑制が起らないよう実施・検証する。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために設けられたものであり、指標での評価により交付金が配分されるものですが、保険者の規模による補正が行われるため、地域間格差の拡大を招くものではないと考えております。また、要介護認定は全国一律の基準で行われ、介護度の意図的な抑制は起らないものと考えております。今後も利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスが提供されるよう取り組んでまいります。

- ③ 訪問介護の生活援助サービスの利用基準については、必要な回数の利用制限とならないようにする。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、様々な事情の中でサービスが利用されていることも考慮しながら、一定回数以上になったことをもってサービスの利用を制限するものではないと考えております。利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的として取り組んでまいります。

- ④ 介護予防訪問事業と介護予防通所事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業に移行したが、全国的に多くの市町村で事業者が撤退している状況等に留意し、介護サービスの低下や格差が生じないように、必要な措置を講じる。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

本市におきましては、総合事業への移行に際して、大半の事業所が引き続き現行相当のサービスを提供することを選択したことから、事業所も利用者も円滑に移行ができ、介護サービスの低下や格差は生じていないと考えております。今後も適切なサービスが提供されるよう、安定的な介護行政に取り組んでまいります。

## （２）地域福祉の推進

- ① 社会福祉法改正に伴う市町村の包括的な支援体制の整備については、地域実態に合った生活圏域にコミュニティソーシャルワーカーを配置するなどして地域及び住民の課題と支援ニーズを把握し、各種制度間の連携・調整を実施の上、困りごとを抱える住民に対するアウトリーチ型支援を着実に推進する。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

包括的な支援体制の整備につきましては、社会福祉協議会がコミュニティソーシャルワーカーを配置するなど、地域住民と生活課題を共に考える支援体制の構築を推進しております。

今後も引き続き社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、専門的な観点から住民生活のサポートを行う中で、待ちの姿勢ではなく、アウトリーチを行いながら、地域生活課題の解決に向け包括的な支援を進めてまいります。

- ② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度の創設及び拡充、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

福祉灯油につきましては、低所得の高齢者及び障がい者世帯に対し、冬季の生活支援として暖房費の一部を助成する「ぬくもり灯油事業」を、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、平成 24 年度から実施しております。

また、除雪につきましては、高齢等により自ら除雪を行うことが困難な世帯を対象に、ボランティアの協力を得て玄関先の除雪を行う「雪かきボランティア事業」を平成 24 年度から実施しております。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者世帯への支援に努めるとともに、必要に応じて国や北海道に対する財政支援の要望について検討してまいります。

- ③ 支援につながっていない生活困窮者を確実に支援につなげるよう、関係機関の情報共有や連携を行うため、改正生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

生活困窮者支援に関する会議につきましては、法改正以前から個々の事案に対して各関係機関の担当者と支援の在り方の協議の場を設けて、情報共有や意見交換を行っております。今後も各関係機関との情報共有や連携を深めながら生活困窮者の支援に努めてまいります。

- ④ 市町村における子育て世代包括支援センターによるアウトリーチ型の相談支援体制を促進するとともに、働くひとり親にも利用しやすいよう、母子保健サービスと子育て支援サービスがワンストップで提供できる体制整備を支援する。また、地域子育て支援拠点においては、親の就業や社会参加支援につながるサービスを提供する。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

アウトリーチ型の支援といたしましては、産後 4 か月未満の母子の御家庭を助産師が訪問し、授乳や育児手法等の相談・支援を行う「産後ケア事業」を行っております。また、今年度から新たに「プレママ・ママの安心訪問事業」を開始しており、市が募集・養成したアドバイザーが対象の御家庭を訪問し、妊娠・出産・育児の不安や悩みを傾聴するほか、地域の子育てサービス情報の提供などを行っております。

これらの事業を通じてさらなる支援が必要と判断された場合には、保健師による訪問や他の子育て支援サービスの御案内等を行っておりますので、引き続き、継続的かつ一体的なサポートに努めてまいります。

(健康こども部こども育成課 担当)

地域子育て支援につきましては、核家族化や地域のつながりが希薄化し、子育ての不安感・負担感を感じる方がいる中で、子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するため、本市では子育て支援センターのほか、保育所3園において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供など、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上に取り組んでおります。

今後も、現在の取組を継続しながら子育てを地域全体で支え、母親の将来的な社会復帰・参加につなげていく環境を整えてまいりたいと考えております。

#### 4. 自治体財政の確立

2021年度以降の一般財源総額については、すでに「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針2018)で2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが示されているが、引き続き、地方の行政需要に対応した財源の安定的な確保に向けて、国への働きかけを強めること。

【回答】(財政部財政課 担当)

令和2年度の地方の一般財源総額については、まち・ひと・しごと創生事業費の前年度同額の確保や社会保障の充実及び人づくり革命等に係る経費の増額計上などにより、前年度を上回る規模となったところですが、安定的な地方財政運営に資するための必要財源の確保については、今後も全国市長会等を通じて国に要望してまいります。